## 最高裁判決に対する抗議声明

本日、最高裁は、福島原発事故の国の責任を認めた高裁判決を破棄し、4事件について国の国家賠償責任を否定する判断を下した。その論拠は、津波があまりに大きく、たとえ「長期評価」に基づく試算津波に対応する防潮堤設置を義務付けたとしても本件津波は回避できなかったから、規制権限不行使に違法は無い、とする極めて中身の乏しいものであった。

規制権限を行使した上で、それでも事故が回避できなかったというのであればともかく、何もしていないのに、どうせ対策をしても事故は防げないから責任を免じるという論理は、あまりに稚拙であって説得力を欠く。30以上に及ぶ全国の同種訴訟の下級審で展開されている緻密な議論と懸け離れたレベルの低い論理は、肩透かしともいうべき不公正な判断である。

今回の判決は、事故を防げない対策なら講じる必要が無いというに等しく、これでは今後も同種の事故を防ぐことはできないし、そもそも原発の安全稼働そのものに疑問が生じる。人類史上最悪レベルの原発事故の責任の所在をあいまいにする今回の判決は、万が一にも事故を起こしてはならないとする伊方原発最高裁判決(平成4年10月29日)にも違背する。国の規制権限不行使の怠慢を追認する判断は誠に遺憾であって、到底受け入れられるものではない。

もちろん、今回の判決の結論を前提にしたとしても、原発事故の避難者・被災者の救済は待ったな しである。事故から11年が経過し、兵庫県下を含め、全国各地に避難を余儀なくされている避難 者、とりわけ自主的避難者は、精神的にも経済的にも疲弊している。

既に東京電力の損害賠償責任が確定している訴訟もあり、中間指針の見直しの議論も始まっている。今回の判決にかかわらず、国は率先して原発事故避難者・被災者の救済・支援を東京電力と共に行う責務がある。

今回の判決が国の避難者・被災者支援の責務まで免じたものではないことは改めて確認されなければならない。

今回の最高裁判決は、多くの避難者・被災者を絶望のどん底に陥れた。

もっとも、最高裁が自判した部分は事実認定の域を出ず、根本的・中核的な争点に判断を下したものではない。むしろ三浦守裁判官の反対意見に示された明快な論理は、これまでの数多くの訴訟を踏まえた緻密で説得力あふれる内容であり、係属中の訴訟の原告らに勇気を付与するものであった。

現在、各地で係属している同種訴訟において、異なる判断が導かれる余地は十分にあるし、不当な 判断を正していくことが強く求められている。

われわれ弁護団は、今回の最高裁判決に対し、強く抗議の意思を表明し、これを覆す判断を勝ち取るまで戦い抜くことをここに宣言する。

2022年6月17日 原発賠償ひょうご訴訟弁護団長 古殿 宣敬